



よりよいリサイクルのために、
容器包装ごみの分別に
ご協力ください！

ごみにしない！ 3R 推進コーナー

【問合せ】 廃棄物対策課 ☎ 7 8 2 ・ 0 3 3 9

容器包装ごみの分別とリサイクルの状況

ペットボトル・繊維などの原材料へ



パレットなどのプラスチック製品や
コークス・化学原料などの原材料へ



※コークスとは、主に鉄を
作る時に使う燃料です

南魚沼市不燃ごみ処理施設での
容器包装ごみの資源化量

容器包装ごみの種類	令和元年度	令和2年度
ペットボトル	121 t	113 t
その他のプラスチック容器包装類	61 t	57 t
計	182 t	170 t

※大和地域は除き、湯沢町を含みます

無理のない分別を

分別の難しい容器包装ごみは、「燃えるごみ（燃やせるごみ）」として出しても、違反ごみにはなりません。無理のない範囲で、分別にご協力ください。

ポイント

容器包装ごみは次のように分別し、それぞれごみ袋に入れてください。

①ペットボトル



水洗い・水切りをします。
キャップ・ラベルは外して「③その他」としてください。

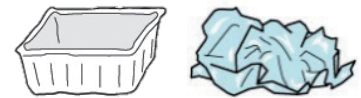
②白トレイ（大和地域のみ）



六日町・塩沢地域は
「③その他」としてください。

③その他のプラスチック容器包装類

豆腐などの容器、
食品などの外装袋
など



プラマークが目印です

○汚れのついたもの

油や汚れのついた菓子袋、
汚れたままの
カップ容器



○プラスチック製品

プラスチック製のストロー・
スプーン・フォーク・おもちゃ



ポイント

分別時には汚れを
落としましょう。



ポイント

汚れや臭いのあるものはリサイクルできません。燃えるごみ（燃やせるごみ）として出してください。